

# 中小企業あきた

- 1 ロンドンで川連漆器をアピール ..... 1  
～現地の卸売業者2社と取引仮契約～
- 2 働き方改革関連法での改正点について ..... 2

○景況レポート 10月分 ..... 4

- 話題の広場  
中央会事業より ..... 6  
アラカルト ..... 7  
新設組合紹介 ..... 7  
インフォメーション ..... 8  
支援団体活動レポート ..... 9  
中央会職員コラム ..... 10

12  
DECEMBER.2018



## TOPICS 1

## ロンドンで川連漆器をアピール

～現地の卸売業者2社と取引仮契約～



【ロンドンのレストランで提供される料理と川連漆器】

秋田県漆器工業協同組合(佐藤慶太理事長)では、今年度、「ヨーロッパにおける川連漆器のブランド力強化と販路拡大事業」が、あきた企業応援ファンド事業に採択されたことを受け、川連漆器を海外に売り込む取組を実施しています。9月8日(土)から一週間の日程でイギリス・ロンドンを訪問、日本食器専門の卸・小売業者、日本産品を取り扱う卸業者から現地の食器事情について情報収集を行い、現地の関係者の仲介でPR活動を展開したところ、ミシュラン三つ星のモダンブリティッシュレストランを含む3店舗で商品約40アイテムが試験的に採用されることになりました。

モニター店舗であるスパニッシュタパスレストランの経営者からは、「とても使いやすい」、「お重はお客様のテーブルに運んでから開けるサプライズ効果もあり、喜んでもらえる」、

「赤や黒の器は料理やソースに合わせやすいので見た目が良い」と好評で、店内でお重で提供された料理に驚き喜んだ女性グループの様子も目の当たりにしました。

具体的な輸出量についてはまだ未定ですが、卸売業者2社と輸出に向けた取引仮契約に至りました。当組合は、昨年度はパリでPR活動を行っており、一定の効果が得られましたが輸出までには至りませんでした。佐藤理事長は「シェフの自由度が比較的高いロンドンでは手応えを感じているが、現地の飲食店は食洗機を使うことから、その対応が指摘されている。現在、学校給食向けに食洗機対応の漆器開発を進めており、その成果を活かしたい。また、現地での漆器自体の認知度向上にも取り組んでいきたい。」としています。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革法)」が2018年6月29日に国会で成立し、7月6日に公布されました。

働き方改革関連法とは、雇用対策法や労働基準法など、労働規制にかかわる一連の法律の改正を通じ、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものです。このコーナーでは、2019年4月から中小企業が対応しなければならない内容についてご紹介します。

■ 部分については、中小企業において2020年4月以降に施行される改正項目です。

雇用対策法の改正は、「働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」(閣議決定)を定めることとする。」といった内容となっており、改正規定は公布の日から施行されていますが、関連法案の主要な改正規定は、2019年4月から順次施行されます。

## I 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現できるようにします。

### ① 時間外労働の上限規制の導入 **労働基準法**

施行日2020年4月1日

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要がある。

### ② 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金の見直し **労働基準法**

施行日2023年4月1日

月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について中小企業の猶予措置を廃止する。

### ③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得 **労働基準法**

施行日2019年4月1日

10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、使用者は時季を指定して有給休暇を与える必要がある。

#### 【解説】

現在は、労働者が自ら申し出なければ、年次有給休暇を取得できませんが、改正後は、使用者に10日以上年次有給休暇の権利を付与される全ての労働者に対し、5日の年次有給休暇の取得を義務づけているため、「①使用者が労働者に取得時季の希望を聞き、②使用者は労働者の希望を踏まえて時季を指定して有給休暇を与える。」としています。

### ④ フレックスタイム制の拡充 **労働基準法**

施行日2019年4月1日

フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。

### ⑤ 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設 **労働基準法**

施行日2019年4月1日

職務の範囲が明確で一定の年収(年収1075万円以上を想定)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日以上、かつ、4週4日以上の日を確実に取得させること等の健康確保措置を講じること。本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。

### ⑥ 労働時間の客観的な状況把握の義務化 **労働安全衛生法**

施行日2019年4月1日

労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならない。

#### 【解説】

使用者には、労働時間を適正に把握する責務があり、適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録しなければなりません。また、記録に関する書類には保存義務が課されています。

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する原則的方法として、「①使用者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。②タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。」が示されています。

### ⑦勤務間インターバル制度の導入促進の努力義務

**労働時間等設定改善法**

施行日2019年4月1日

事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならない。

#### 【解説】

インターバル時間については、就業規則で定めることとなりますが、厚生労働省の「職場意識改善助成金(インターバル導入コース)」支給要件では、休息時間が「9時間以上」から支給対象としていますので、設定の用途と考えられます。

### ⑧産業医・産業保健機能の強化

**労働安全衛生法等**

施行日2019年4月1日

事業者から、産業医(※)に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供するなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

#### 【解説】

「産業医・産業保健機能の強化」とは・・・

事業者は、①長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならない。②産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することをしなければならないこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立てる。③産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならない。④事業者による労働者の健康情報の収集、保管、使用及び適正な管理について、指針を定め、労働者が安心して事業場における健康相談や健康診断を受けられるようにする。

#### ※産業医

労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導や助言を行う医師のことで、労働安全衛生法では、労働者数50人以上の事業場は、産業医の選任が事業場の義務となっています。また、小規模事業場(労働者数50人未満の事業場)では、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康管理を医師等に行わせるように努めなければなりません。

## II 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

**労働者派遣法**

施行日2020年4月1日

**パートタイム・有期雇用労働法**

施行日2021年4月1日

### 1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

**パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法**

短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。

有期雇用労働者について、正規雇用労働者と①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同一である場合の均等待遇の確保を義務化。

派遣労働者について、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。

これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。

### 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

**パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法**

短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。

### 3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)(※)の整備

1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

#### ※行政ADR

事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

# 景況レポート

(10月分・情報連絡員80名)

## 原油・原材料価格が高騰するも 景況感は回復傾向

### 【概況(全体)】

10月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向き16.3%(前回調査13.8%)、「悪化」が30.0%(同33.8%)で、業界全体のDI値は-13.7となり、前月調査と比較し6.3ポイント上回った。

全国及び東北・北海道ブロックとの比較では、非製造業において全国及び東北・北海道ブロックを大きく上回るなど、県内景況感に回復の兆しが見られる結果となった。

### 【業界別の状況】

鉄鋼・金属や鋳業が好転割合を維持し、サービス業で悪化割合が減少した。一方、食料品製造業、繊維工業及び商店街で悪化割合が増加した。

全国的に見ると、自然災害や猛暑の影響が一段落したことから、売上高をはじめとした各種指標が上昇するなど、景況感は改善傾向にある。

その一方で、原材料費・人件費・燃料費等の経営コスト上昇圧力は引き続き強く、人手不足の慢性化も深刻な状況であることから、中小企業の先行きは引き続き注視していく必要がある。

### <全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較>

	秋田県	全 国	東北・北海道
全 体	-13.7	-17.9	-23.9
製 造 業	-25.0	-16.1	-28.7
非製造業	-6.2	-19.3	-21.2

### <景況天気図>

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業							
非製造業							

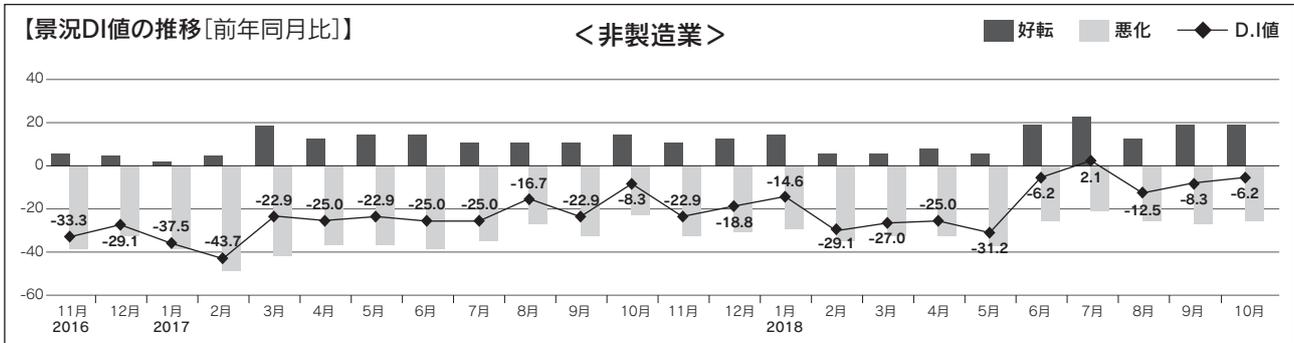
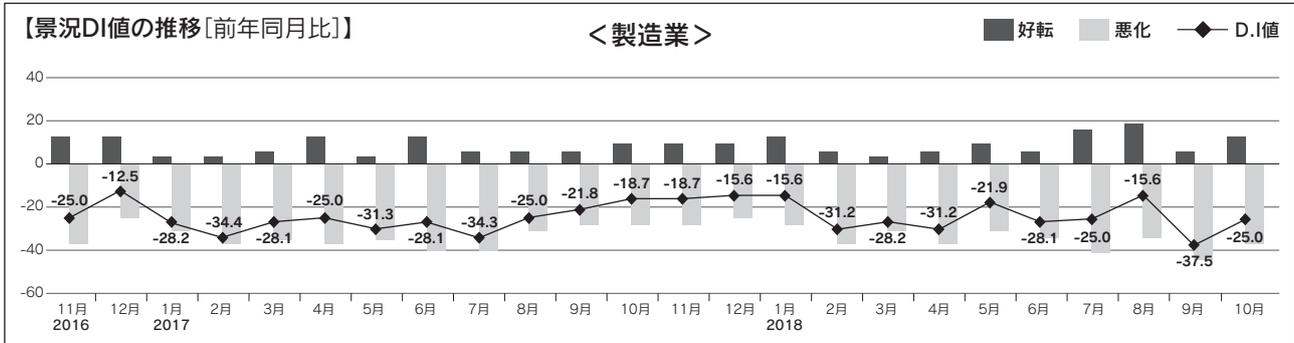
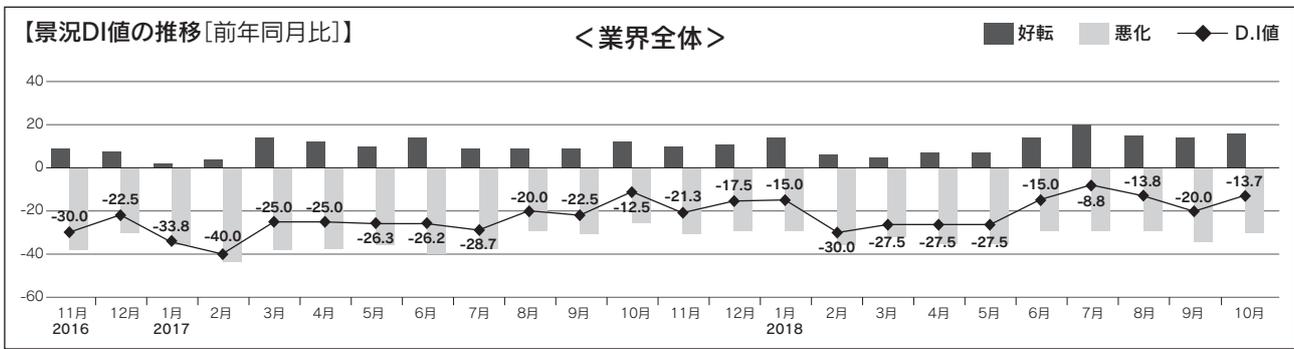
【凡例】  
 快晴 30以上  
 晴れ 10以上 30未満  
 くもり △10以上 △30未満  
 雨 △10未満 △10未満  
 雷雨 △30以下  
 【天気図の見方】  
 前年同月比のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

### 【業界の声】 ~製造業~

(回答数：32名 回答率：100%)

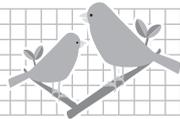
食料品 (パン)	10月は天気も安定していたため、売上は前年と同様の状況だった。ただし、ガソリン等の値上げによってコストが高止まりしている。
食料品 (精穀・製粉)	原料である米・小麦等が収穫期に入ったが、米は作況不良、小麦は北海道の大幅減収に伴い、原材料価格が高騰している。
繊維工業 (繊維)	定番数量の増加により生産数は若干向上しているが、今後、新商品の生産に入るため、ダウンすることが予想される。
木材・木製品 (一般製材)	原木の入荷量は7月以降減少傾向にあり、原木の供給不足から仕入価格は高騰し、収益を悪化させている。原木不足により生産拡大も困難な状況にある。
木材・木製品 (素材生産)	一般製材用原木の生産量は安定して推移しているが、県外への原木移出の増加により一般製材用原木が不足し、価格は強含みで推移した。合板用原木は、先月同様、安定した供給となっているが、国産針葉樹合板の引き合いが好調で各合板工場はフル稼働となり、合板用原木の在庫が減少している。
木材・木製品 (外材)	10月は3ヶ月連続で、秋田港にロシア材(カラマツ)1船5,950m <sup>3</sup> の入港があった。秋需要は盛り上がりを見せており、合板メーカーの強気一辺倒にも陰りが見えてきている。また、メーカーでは建値を堅持しているものの、構造用合板及びフロア合板等の非構造用合板ともに相場は弱含みで推移している。猛暑や大雨の影響などから、例年以上に国産材の丸太不足が浸透してきており、価格も強含みになっている。
窯業・土石製品 (生コンクリート)	10月の出荷数量は前年比111.2%であり、4月～10月累計で前年比120.1%となった。昨年度に過去最低の出荷数量となったことから、今年度当初は年間出荷数量を548,000m <sup>3</sup> と低めの数字を想定していたが、再想定の結果、617,000m <sup>3</sup> (当初想定比112.6%)となり、大幅な出荷増となりそうである。
鉄鋼・金属 (鉄鋼)	先月に引き続き、受注面、収益面ともに好調のようだ。これからの冬場に向けて、燃料費等コスト面での負担、一部材料価格の上昇など不安要素はあるものの、当面は安定が見込まれる。
その他 (漆器)	10月は組合事業の最大のイベントである「川連塗りフェア」を開催した。来客数は昨年度より減少したものの、売上額は僅かながら伸びてきた。11月はフランスの展示会に出品する事業もあり、漆器業界全体への波及効果を期待している。



【業界の声】 ~非製造業~

(回答数：48名 回答率：100%)

卸売業 (青果)	前年同月比111.9%で推移した。本年夏期の異常気象の影響で中旬までは生産量や価格が不安定な状況が続いたが、下旬にかけては関東地域の生産が多少上向き、高値傾向は改善に向かった。ただし、果菜類(トマト、胡瓜等)は回復が遅れており、入荷量は不安定である。また、消費動向は鈍化傾向が続いており、本組合としては景況が芳しいとは言えない状況である。
卸売業 (米麦卸)	平成30年産米の最終的な作況指数は、全国99・秋田県96(10/15現在)となり、9/15公表の作況より2ポイント下がった。収穫量が少なければ、米の販売価格が上がるのが常識的だが、本年産米の場合は少し事情が違い、販売価格はすぐには上昇しない傾向と分析している。理由として、29年産米の繰越米があること、昨年の価格高騰で消費減退を招いていること、業務用業界は外米使用に方向転換する準備があること等、価格上昇に歯止めを掛ける条件が揃っていることが挙げられる。年明けにかけて、価格の動向は注視していかなければならない。
小売業 (石油)	ガソリンの小売価格は1ℓあたり157円90銭で前月比3円90銭、軽油は137円60銭で前月比4円90銭、配達灯油18ℓは1,840円で前月比88円とそれぞれ値を上げた。原油の高騰により末端価格が上昇に転じたことから、資金繰りは厳しい状況にある。
小売業 (花卉)	10月は市場の売上額、仲卸・組合員・員外の買い上げ額が1割近く伸びたが、入荷量は落ちている。実態は、菊やバラなどを中心に高値が続いており、例年の約1.5倍の価格になっていることから、小売店では厳しい状況が続いている。
商店街	10月の家電・酒類の販売は前年並み、身の回り品や食料品の販売は前年比減で推移した。(秋田市)
サービス業 (建築設計)	大型物件に加え、小型物件の数が増え各組合員とも多忙の状態が続いている。しばらくは好調が続くものと予想している。
建設業 (建築リフォーム)	消費税増税前の受注と冬前施工が駆け込んでいる。一方で、仕事があっても職人や下請業者が間に合わず、着工遅れが出始めており、今後、受注を残して資金不足などに繋がる懸念がある。
運輸業 (トラック)	10月は軽油価格が前月比で更に1ℓあたり4円上昇したこともあり、運賃交渉はしやすくなった。12月から運賃値上げに対応してもらえるケースも出てきている。米の出荷が最盛期を迎えており、各社とも忙しい状況にある。



## 中央会事業より

### 訪問介護事業での利用者への食事療法を学ぶ ～組合活力向上事業～

訪問介護事業や障害福祉サービス事業を実施している企業組合やまびこケアセンター(佐々木和子理事長)では、利用者の高齢化とともに介護の重度が増している中、糖尿病や腎臓病を患っている利用者の存在もあり、身体介助のみならず利用者の現状に合わせた特別食(治療食・療養食)を提供・管理することが欠かせなくなっています。そこで、特別食について知識を習得し、利用者一人一人に合わせた適切な食事を提供することでサービスの質を向上させ、重度の利用者を受入出来る体制を整えたいとしています。

研修は、BFホールディングス株式会社管理栄養士谷口典子氏が講師となり、7月23日(月)から10月23日(火)にかけて全4回行いました。在宅栄養指導では、症状がいくつもある利用者も多いが、指導する上で重要なのは優先順位を決めることです。何を制限するかポイントを押さえて、その食事を中心に献立をたてるようにします。2回目以降は調理

実習を交え、「糖尿病患者向け特別食」、「腎臓病患者向け特別食」、「摂食・嚥下障害向け特別食」で必要な知識習得を図りました。参加者からは、「塩分や調味料の調整が難しい」、「カリウムの調理法がよく分からなかった」、「ヘルパー全員が治療食・療養食を自信をもって作れるように研修を継続していきたい」などの感想もあり、他の業者との差別化を図ることで新規利用者の確保につなげていきたいとしています。



[調理実習の様子]

### 県外への販路拡大の実際を学ぶ ～連携組織化促進事業～

平成27年に大館市内の菓子製造業の後継者により設立した倶楽部スイーツ(大館市：大塚勇喜代表)では、枝豆を使った六次化商品『おおだてえだまめモナカ』を共同開発し、昨年度は県内を中心に約10万個を販売、今後、県外への販路開拓も目指しています。

そこで、11月14日(水)、大館市のプラザ杉の子において研修会を開催し、県外への販路拡大に必要な体制や営業活動の実際について学びました。

研修では、製造プロセスのデータ化による安定した味と品質、徹底した衛生管理が認め

られ、県内スーパーやショッピングセンターの他、全国にも販路を拡げている有限会社露月堂(横手市十文字町)の佐藤傳彦社長より、県外への販路拡大に向けた自社の取組内容やおおだてえだまめモナカに関する取引先の選定や商談方法、品質・衛生管理のポイントについて同業者の目線でアドバイスがありました。

出席した会員は、価格や消費期限など商品の属性に合わせた取引先の絞り込みや商談をまとめ易くするノウハウを得られたと、県外への販路拡大に向けた手応えを感じていました。



[佐藤社長と活発な意見交換を行う参加者]



[おおだてえだまめモナカ]

# 2018年 秋の叙勲・褒賞受章 おめでとうございます



## 地方自治功労

秋田県素材生産流通  
協同組合  
理事長  
兼子 富市 氏  
(北日本索道株式会社  
代表取締役)

旭日双光章



## 中小企業振興功労

秋田市工業団地  
協同組合  
理事長  
伊藤 和宏 氏  
(株式会社イトー鑄造  
代表取締役会長)

旭日単光章



## 業務精励

協同組合  
秋田ドライウッド  
理事長  
沓澤 一英 氏  
(株式会社沓澤製材所  
代表取締役)

黄綬褒章

受章された皆様の今後  
益々のご隆盛とご活躍を  
ご祈念申し上げます。

## 新設組合紹介

### 秋田杉桶樽協同組合

～伝統工芸品の技術承継と地産地消を目指して～



[清水理事長]

#### 【組合の紹介・PR】

秋田杉桶樽は、昭和58年に協同組合を設立し、翌、昭和59年には国の伝統工芸品「秋田杉桶樽」の指定を受け、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく振興計画の認定等により地場産業の維持に

鋭意努力して参りましたが、その後、時代の流れとともに、やむを得ず、事業の継続を任意団体での活動へと変更いたしました。

しかし、事業を進める中で商標登録の申請や各支援機関からの支援、伝統技術の継承や後継者の確保等に関しては、会員一人一人が努力しても、任意団体という組織の脆弱さを実感させられました。そこで、このたび、会員の総意をもって、協同組合を再び設立することといたしました。

組合活動をする上で、清水理事長は「古来からの伝統工法を守りながら、現代生活に使える道具としての桶の開発も必要不可欠と感じております。今後も関係者のご協力・ご指導をいただきながら、人材育成・商品開発・良質材の確保等、進めていけたらと思います。」と抱負を述べています。

- 所在地 秋田市川尻町字大川反170番169号
- 代表理事 清水 康孝
- 出資金 100,000円
- 地区 秋田県の区域
- 組合員数 5名
- 主な事業 桶樽製品の共同販売事業  
桶樽製品の原材料の共同購買事業  
桶樽製品の共同検査事業
- 成立年月日 平成30年11月7日

**次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!!!**

次世代育成支援対策推進法では、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなっており、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされ、一般への公表、労働者への周知についても義務付けられています。(100人以下の企業は努力義務です。)

行動計画を策定して、「子育てサポート企業」の認定に向けて是非取り組んでください。

**一般事業主行動計画とは…**

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含め多様な労働条件の整備などの取組を行うために、

- ① 計画期間
- ② 目 標
- ③ 目標を達成するための対策の内容と実施時期

の3つの事項を定める行動計画のことです。

**くるみんマーク・プラチナくるみんマークとは…**

一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認証)を受けることができます。さらに、平成27年4月からは、くるみん認証を既に受け、相当程度両立支援制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たにプラチナくるみん認定がはじまりました。



**【問い合わせ先】**

秋田県中小企業団体中央会 総務企画部  
電話：018-863-8701  
(次世代育成支援対策推進センター)

**中小企業退職金共済法に基づく退職金制度を活用しましょう！**

**安全・有利・手軽な**  
**国の退職金制度を活用しませんか。**

**事業主さん**

**中退共**

**職金共済制度**

詳しくは  
ホームページをご覧ください。

**国の制度だから安心**  
掛金の一部を国が助成します。

**掛金は全額非課税**  
手数料もかかりません。

**社外積立で管理も簡単**  
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

## 外国人技能実習生が日本の歌を熱唱

～秋田県外国人技能実習生受入組合連絡協議会～

11月10日(土)、秋田市のイヤタカにおいて、秋田県外国人技能実習生受入組合連絡協議会(村田孝治会長)が主催する「日本語スピーチ&日本の歌コンテスト」が開催されました。今年で第5回目となるこのコンテストは、外国人技能実習生にコミュニケーションの要となる日本語の能力向上を披露する場として当協議会が毎年開催しているものです。

今回は、会員組合に加入している6企業から計9名(中国3名、フィリピン6名)の技能実習生が日頃の語学研修の成果を披露するために出場しました。コンテストでは、実習生が日本での生活や文化に対して感じたことを日本語でスピーチした後、それぞれが好きな日本の歌を歌いあげる歌唱力に会場は大いに盛り上がりました。審査は総合点で競い合い最優秀賞には、長山洋子の「愛ありがとう」を歌った邨雪治(ツォシュエジェ)さん(コーディネーター

秋田協同組合)が選ばれたほか、各賞に選ばれた出場者には表彰状と副賞が贈呈されました。

コンテスト終了後には懇親会が催され、普段交流のない他企業の実習生との交流が図られるなど実習生にとって刺激となった様子でした。



[コンテスト会場の様子]

## 建物のリノベーションと街の再生を学ぶ

～秋田県中小企業組合士会～  
～秋田県中小企業団体事務局協議会～

経済事業を積極的に展開している組合では、事務局に専従の役職員を配置して運営を行っていますが、社会環境の変化によって組合を取り巻く状況は厳しくなっています。

そこで、組合運営の要である事務局の役割が、ますます重要となってきたことから、組合事務局役職員の資質向上と事務局体制の充実・強化を目的として、秋田県中小企業組合士会(堀川深雪会長)と秋田県中小企業団体事務局協議会(佐藤弘幸会長)の共催による研修会が11月2日(金)、秋田市の第一会館において、会員29名の出席のもと開催されました。

この研修会では、グラフィックデザインをはじめ、各種デザイン制作の分野で「想いを伝える。人と人をつなげていく。」をコンセプトにクリエイションを実践し、クライアントに提案している株式会社See Visions代表取締役東海林諭宣氏を講師に迎え、「街、モノ、企業を変えるクリエイティブ力」と題し、建物のリノベーションが街の小さなエリアに変化を与え、賑わいを誘引している自社の取り組みが紹介されました。東海林社長は現在、秋田市南通商店街街区で「カメバル」のほか飲食店2店舗を展開、プロデュース並びに運営を行って

おり、「街、地方の熱量をあげるためには『拠点』を初めにつくろうと考えた。人と人とがつながる場所があることで、街の賑わいにつながる。今後も周辺の商店街とも連携しながら街全体の活性化に取り組みたいと考えている。」との講演がありました。参加者からは「これまでの事務関係の研修と違い、経営者が秋田を元気にする事例は普段聞くことがなく、新鮮で良かった。」等の声が聞かれました。両団体とも引き続き、会員組合の事務局役職員の資質向上等を通じ、組合運営の円滑化や組合事業の活性化を図っていくこととしています。



[講演する東海林社長]

地方の商店街の多くは、経営者の高齢化や後継者難、来街客の減少、空き店舗の増加等の問題を抱えています。空き店舗問題を深刻化させているのは、後継者難などに伴う廃業の増加です。これは商店街の地域コミュニティの場としての機能や店舗構成における業種バランスを低下させる原因となっています。そこで、秋田県商店街振興組合連合会(平澤孝夫理事長)では11月5日(月)、秋田市のイヤタカにおいて、今後の商店街のあり方について考えるため、宮崎県日南市で商店街の再生に取り組んだ油津商店街の事例について研修しました。

講師には、日南市のテナントミックスサポートマネージャー(空き店舗活用の責任者)として4年間活動した株式会社ホーホウ代表取締役(株式会社油津応援団専務取締役)木藤亮太氏を迎え、「4年で29店舗の新規出店・企業誘致を実現させたキーマンが語る”シャッター通りの再生”とは」をテーマに自身の実践した経験が語られました。

この中で木藤氏は、「町の人に愛されていた元喫茶店をカフェに改装したことが最初の契機となった。以前のたたずまいを残しつつ、新しいリノベーションを行ったことで、あるものを活かす取組、デザインした場所から共感を生むきっかけとなっている。まちづくりする上で、今と昔では顧客も業態も大きく違っている。その土地・時代・マーケットに合った商店街にゼロベースでデザインしていくことが本当の意味での商店街の再生である。」と締めくくりました。



[研修会場の様子]

## 中央会職員コラム

本会では、皆様に中央会の職員をより身近に知っていただくため、「中央会職員コラム」を連載しております。どうぞご覧下さい。

事業振興部の加藤謙太です。中央会に入職し今年で18年目、社会人になってからは30年目という節目を迎えました。『光陰矢の如し』という言葉の意味を最近より強く感じるようになりました。諸説ありますが、年齢とともに時間が経つのが早く感じる原因には、『慣れ』や『マンネリ化』があるとのこと。

振り返ると、私が社会人となったのはバブル末期の1989年、まさに時代が昭和から平成になった年でした。前職では、世界遺産富士山が目前に広がる静岡の事業所で製造業に従事していました。赴任当日初めて間近で見た富士山に、「おっ、すごい!!」と思わず言葉が漏れるくらい感動したのを覚えています。ただ、不思議なもので、『慣れ』なのでしょう。5年、そして10年と過ごす時間を重ねる中で、段々、富士山は日常化し、“当然そこにある普通のもの”になってしまった気がします(もちろんですが、秋田に戻ってから、富士山の素晴らしさをあらためて認識することになりました)。

現在、秋田に戻り18年、この原稿を書く中で、もしかしたら『慣れ』の中で、価値ある

様々なモノを見落としていないか、また自身の業務の中にも『マンネリ化』がないかを今一度と顧みる必要があると考えさせられたところです。

先に、時間経過が早く感じる原因として『慣れ』、『マンネリ化』があると書きましたが、それには『刺激』が有効な対策となり得るそうです。来年は新たな元号が始まるという大きな節目の年となります。会員の皆さんにとっても、良い意味で刺激的な時代となり、秋田がさらに魅力有る地域になるよう、私自身も微力ながら参加して行きたいと思っています。

最後に、平成30年も残すところあと少しとなりました。少々早いですが今年1年間大変お世話になり、ありがとうございました。本紙面をお借りし御礼申し上げます。これからも中央会共々よろしくお願い致します。



[記 事業振興部長兼工業振興課長 加藤謙太]

『創 意』

# 千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49

TEL 018(864)6200(代)

建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19

TEL 018(888)3666

URL : <http://www.k-chiyoda.jp>

官公需適格組合

『カデル』

## 秋田管工事業協同組合

理事長 本 多 秀 文

副理事長 松 木 文 雄

” 太 田 博 之

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161 / FAX 018(824)5685

For Earth, For Life  
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile  
ハルナ



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38

Tel : 018-845-2121 Fax : 018-845-8600



株式会社

## 八幡平貨物

一般区域貨物自動車運送

原木・木材の伐出及び仕入・販売

株式会社 八幡平貨物

秋田県鹿角市八幡平字谷内下毛平116-12

TEL 0186-34-2011

FAX 0186-34-2013

保険とリース、相続・事業承継のご相談はお気軽にどうぞ!!



保険&  
リース

株式会社

## 北日本ベストサポート

URL <http://www.knbs.jp>

本社 〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号

TEL.018-883-1888 FAX.018-883-1822

県南営業部 TEL.0187-66-3622

酒田支店

TEL.0234-75-3370

能代東支店 TEL.0185-58-2116

商工中金は、国とともに、  
中小企業をサポートする金融機関です。

特長  
その ① 長期的な視点で  
安定したお取引

特長  
その ② 中小企業の経営課題に対応する  
総合的な支援

特長  
その ③ 全国と海外のネットワークで  
ビジネスをサポート

特長  
その ④ 協調と連携で  
地域経済の活性化の力に



本店 東京都中央区八重洲2-10-17  
<https://www.shokochukin.co.jp/>

秋田支店 018(833)8531

〒010-0001 秋田市中通2-4-19



個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定(当金庫内比較)

固定金利の半年複利(元本保証)

1年、2年、3年から期間が選べる

安心、確実、お得に増やす

マイハーベスト

## ■従業員様の再就職や出向を無料で支援します

- 人材を必要としている企業の皆様へ ⇒ 即戦力の人材を紹介します
- 雇用調整を検討している企業の皆様へ  
⇒ 従業員様の再就職・出向を全国ネットでサポートします

## ■高齢者の就業を支援します [キャリア人材バンク]

- 能力・経験を生かし、66歳以降も働くことを希望する方へ  
⇒ 再就職をサポートします
- 年齢より能力を重視する企業の皆様へ  
⇒ 経験豊富で仕事ができる方を紹介します



## 公益財団法人 産業雇用安定センター

秋田事務所 〒010-0951 秋田県秋田市山王3丁目1-7 東カン秋田ビル4階  
TEL 018-823-7024 FAX 018-883-4215

- ★経済・産業団体と厚生労働省の協力で設立された、30年の実績がある公益法人です
- ★47都道府県の事務所が全国ネットで皆様を支援します ★ご利用はすべて無料です